

役員選出規則

(適用)

日本ボツリヌス治療学会(以下「当会」という)

会則 第24条の役員選出の規則を次の通り定める。

(理事の選出)

第1条

当会の会則第24条による理事の選出については、会則に定めるもののほかこの規則による。

第2条

理事の定数は、会則第20条に基づき20名とする。

第3条

理事の定年は70歳とする。ただし、その事業年度末(3月31日)をもって退任とする。なお、任期中に定年を迎えた場合、年度末までは3年間の理事の任期を 継続するものとする。

第4条

理事は代議員の中から、選出される。

理事会で理事から推薦され、理事会での議論を経て、総会・代議員会の承認を得て、理事に選出される。

第6条

理事候補者の選出にあたっては、臨床系の各専門分野、業績、本学会に対する貢献度のほか、地域別の配分などを考慮するものとする。

第7条

任期中の欠員がでた場合は、補充を行う。この場合の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。

(監事の選出)

第8条

当法人の会則による監事の選出については、会則22条に定めるもののほかこの規則による。

第9条

理事会で2名を監事候補者として推薦し、総会・代議員会の承認を経て選出する。

第10条

監事の定年は75歳とする。ただし、その事業年度末(3月31日)をもって退任とする。
なお、任期中に定年を迎えた場合、年度末までは3年間の監事の任期を 継続するものとする。

第11条

任期中の欠員がでた場合は、理事会で補充者を選出する。補充者はすぐに活動を開始し、総会・代議員会での承認を得る。この場合の任期は、前任者の任期の残りの期間とする。

(監事の選出基準)

第12条

当学会の運営に対し、理事経験者、委員会委員長や大会長など貢献をした者を理事会が推薦し、総会・代議員会の承認を得る。

(理事長、執行役員の選出)

第13条

理事会のもと、理事長を選出する。

理事長は庶務理事、財務理事を推薦し、理事会で承認を得る。総会・代議員会で承認を得る。

附則

本規則は2024年9月25日から適用する。